

びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部  
外部研究費補助金取扱規程

(目的)

第 1 条 この規程は、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定）に基づき、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会等からびわこ学院大学(以下「本学」という。)に交付される外部研究費補助金(以下「補助金」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定め、補助金の適正な管理及び業務の効率的な運営を図ることを目的とする。

2 補助金は、公的な資金であるという認識の下、教職員はその使用・管理に当たり、適正且つ合理的に取り扱わなければならない。

(法令等の遵守)

第 2 条 補助金の交付を受けて補助事業を行う補助事業者(研究代表者及び研究分担者)(以下「研究代表者等」という。)は、交付決定を受けた補助金に係る研究の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、同法施行令(昭和 30 年政令第 255 号)、科学研究費補助金取扱規程(昭和 40 年文部省告示第 110 号)、及び交付決定時の補助条件(以下「補助条件等」という。)を遵守しなければならない。

(管理責任者等)

第 3 条 補助金の管理運営についての最高管理責任者は学長とし、補助金の取扱いに関し、各責任者と共に適正管理に努めなければならない。

2 最高管理責任者を補佐する統括管理責任者は、事務局長とする。

3 学部学科及び事務局における責任者(部局責任者)は、それぞれ学部長、学科長及び総務部長とする。

4 補助金にかかる申請等についての相談窓口は、外部連携研究支援課とする。

(コンプライアンス推進責任者)

第4条 コンプライアンス推進責任者は、外部研究費等の運営及び管理について、実質的な責任と権限を持つものとし、学長が指名する学部長または学科長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、管理責任の指示の下、次の各号に定める事項を行う。

(1) 本法人における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、教員等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 教員等が、適切に外部研究費等の管理及び執行をおこなっているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

3 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じて、コンプライアンス推進副責任者を指名することができる。

(教員等の責務)

第5条 教員等は、外部研究費等の適正な運営及び管理に当たっては、ルールを遵守し、強い倫理観を持って行動するよう努めなければならない。

2 教員等は、ルール及び不正が行われる状況等を理解するため、コンプライアンス教育を受講しなければならない。

3 教員等は、第1項の内容を約するため、別記様式の誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。

(直接経費の管理)

第6条 研究代表者等は、文部科学省及び日本学術振興会等より交付される補助金の管理を学長に委任しなければならない。

2 学長は、前項により委任を受けた補助金の管理を、総務課経理担当に行わせるものとする。

3 経理責任者は、補助金の経理及び管理に関する事務について実質的な管理を行うものであり、総務課長がこれに当たる。

4 経理責任者は、前項の補助金を適切な名義者の銀行口座等に預貯金する等により、適正に管理するものとする。

(間接経費の管理)

第7条 間接経費の交付を受けた研究代表者等は、受領後速やかに間接経費を本学に譲渡しなければならない。

2 間接経費の使途及び配分については別に定める。

3 第1項の研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還する。

(補助金の交付前研究開始及び資金の立替)

第8条 研究代表者等は、交付内定のあった時から、又は前年度において翌年度の継続内定を受けた場合は、当該年度の4月1日から補助金による研究を開始することができる。

2 前項の場合において、補助金を受領する日までの間に補助金の支払いが見込まれる場合は、立替金の申請をすることができる。

(経理事務)

第9条 補助金の経理に関する事務の取扱いは、学校法人滋賀学園経理規程、学校法人滋賀学園固定資産および物品管理規程、びわこ学院大学旅費規程、その他の関連規程等の定めるところによる。

(研究への協力をする者の雇用等)

第10条 研究を支援するため、補助金により研究に協力する者を雇用する場合は、びわこ学

院大学就業規則、その他の関連規程等の定めるところによる。

(支払手続)

第 11 条 経理責任者は、支払いをしようとするときは、稟議書等の決裁書類に基づき支払うものとする。

2 統括管理責任者、部局責任者及び経理責任者は、発注・検収・出張（上申・報告・精算）・雇用（出勤簿・明細）等支払いの根拠について確認を行い、又研究代表者等にこれを求めることができる。

(帳簿)

第 12 条 経理責任者は、収支簿を用いて直接経費を費目ごとに収支管理しなければならない。

(関係書類の保管)

第 13 条 経理責任者は、補助金の収支関係を明らかにした関係書類を原則として研究代表者等ごとに分類のうえ、補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管するものとする。

(設備等の寄附)

第 14 条 研究代表者等は、補助金により設備、備品又は図書(以下「設備等」という。)を取得した場合は、本学に寄附しなければならない。

2 設備等の寄附を行った研究代表者等が、他の研究機関に所属することになった場合であつて、当該研究代表者等が、新たに所属することとなる研究機関において当該設備等を使用することを希望する場合は、当該設備等を移管するものとする。

(補助条件等に基づく承認申請等)

第 15 条 研究代表者等は、補助条件等により文部科学大臣及び独立行政法人日本学術振興会等へ承認申請等を行う場合は、本学をとおして手続きを行うものとする。

(監査の実施)

第 16 条 補助金の使用等に関しては、最高管理責任者である学長の下、適正な執行を確保するため、教員及び事務職員による内部監査を実施しなければならない。

2 内部監査は、別に定める。

3 研究代表者等は、監査の実施に協力するものとする。

4 内部監査委員は、別に定める外部研究費補助金不正使用防止委員会と連携する。

(準用規定)

第 17 条 文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会等から交付される補助金以外の補助金等で、預り金として経理するものは、原則としてこの規程を準用する。

(細則他)

第 18 条 補助金を取り扱う教職員は、この規程の定めとその運用に乖離があると認める事実がある場合は、部局責任者を通して学長にその旨を申し出ることができる。この場合、学長は、必要に応じて運用細則を定めることができる。

2 補助金の不正使用等の防止または不正使用の調査に関して必要な事項を別に定める。

(その他)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

(改廃)

第 20 条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴き理事会が行う。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 科学研究費補助金取扱規程は、平成 24 年 4 月 1 日を以って廃止する。

附 則

1 この規程は、平成 28 年 2 月 20 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

2 びわこ学院大学科学研究費補助金取扱規程およびびわこ学院大学短期大学部科学研究費補助金取扱規程は、平成 27 年 4 月 1 日を以って廃止する。